

報道機関各位

**(第3回) 新型コロナウイルス感染症発見促進事業について
(抗原簡易キットの配布)**

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

新型コロナウイルス感染症は、早期の感染を発見するためには、症状がある場合に速やかに医療機関を受診することが基本ですが、より一層の早期発見・感染拡大防止の対策を図るため、抗原簡易キットを配布します。

配布対象者 (①②③のいずれにも該当する方)

- ①町内に在住で新型コロナウイルス感染症の心配があり、配布を希望する12歳以上の方
- ②簡易キットを使用した場合、結果をすみやかに町に報告できる方(3日以内)
- ③令和3年9月24日～10月18日の間に申し込みをされていない方

申込期限

配布数に達するまで

申し込み方法

ながの電子申請

メールにて申請書を添付

健康推進課窓口(4番)での申し込み

配布数

700人

受け取り方法

受付後順次郵送

添付資料

無

箕輪町子育て少子化対策
キャッチコピー

みんなで育てる みのわっ子
～パパになるなら箕輪町
ママになるのも箕輪町～

健康推進課 健康づくり支援係
(課長) 柴宮 まゆみ (担当) 北原 美幸
電話: 0265-79-3118 (内線) 1511
FAX: 0265-79-0230
E-mail: kenko@town.minowa.lg.jp

(第3回) 新型コロナウイルス感染症早期発見促進事業について (抗原簡易キットの配布)

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

新型コロナウイルス感染症は、早期に感染を発見するためには、症状がある場合に速やかに医療機関を受診することが基本ですが、より一層の早期発見・感染拡大防止の対策を図るため、抗原簡易キットを配布します。

【目的】

発熱などの症状がある際には、医療機関への受診をお願いしておりますが、軽症時などは受診に迷い、受診遅れとなる場合もあります。このような場面を想定し、少しでも体調が悪い場合に気軽に検査ができるよう、各家庭において抗原簡易キットを活用していただき、感染の早期発見、通勤や通学を控える等の行動変容、医療機関の受診につなげます。

【配布対象者（1～3のいずれにも該当する方）】

1. 町内に在住で新型コロナウイルス感染症の心配があり、配布を希望する12歳以上の方
2. 簡易キットを使用した場合、結果をすみやかに町へ報告できる方（3日以内）
3. 9月24日～10月18日の間に申し込みをしていない方

【抗原簡易キット配布の申込方法】

1. 電子申請

https://s-kantan.jp/town-minowa-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=15828

電子申請
QRコード



2. メールによる受付 (kenko@town.minowa.lg.jp)

別紙「抗原簡易キット申込書」に必要事項を記入の上添付してください。

3. 窓口による受付（平日 8:30～17:15）

別紙「抗原キット申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。

箕輪町役場健康推進課健康づくり支援係 役場④番窓口

○申込期限

配布数に達するまで

※申し込みの時点で、既に発熱等の症状がある方への配布はできません。その場合は、速やかに医療機関を受診してください。

【配布数】

- 700名
- 申し込みは、1人1回とさせていただきます。9月24日～10月18日の間に申し込みをされた方は申し込みできません。
- 1人2個セットです。

【受け取り方法】

受付後順次郵送でお届けします。

【抗原簡易キットの使用場面】

- 感染の心配がある、微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等医療機関受診に迷う場合
※風邪の症状や発熱等がある場合は、抗原簡易キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください
※新型コロナウイルス感染症の症状は個人差があり、その他にも、咳、息切れ、筋肉痛、頭痛、下痢、吐き気、嗅覚・味覚異常などの症状が出る場合もあります

【抗原簡易キットの使用手法】

- 各自、家庭において、綿棒で鼻腔をぬぐって検体を採取し、配布する抗原簡易キットで検査を行います。
- 抗原簡易キットの使用までの間は、反応カセットの入ったアルミ袋は開封せず、直射日光を避け、1～30℃で保管してください。また、幼児の手の届かない場所に保管してください。
- 抗原簡易キットの有効期限は、検査キットの保護フィルムに記載してあります。
- 使用にあたっては、必ず、抗原簡易キットと一緒にお渡しするチラシ「抗原簡易キットの使用手法」及びメーカーのホームページに掲載されている使用手法の動画を確認し、正しい手法で検体採取、検査を実施してください。
- 使用済みの抗原簡易キットは、ビニール袋に入れ、直接触れることがないように空気を抜き、しっかりとしばり、**4日間保管した上で**、「燃やせるゴミ」として処分してください。（ウイルスは、付着した物の種類によって24時間から72時間くらい生存すると言われています。）

※参考資料 PDF「抗原簡易キットの使用手法」

【注意事項】

- ① 今回配布する抗原簡易キットは、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）」として厚生労働省が承認したもので、発症から9日目までは有用とされていますので、微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等、医療機関受診に迷う場合に使用してください。
- ② 風邪の症状や発熱等がある場合は、抗原簡易キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください。
- ③ ウイルスの量が少ない場合や、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合、また検査の手順や手技が正しくない場合等には、偽陽性（実際は感染していないが陽性となる）や、偽陰性（実際は感染しているが陰性となる）が発生することがありますので、抗原簡易キットの結果のみで感染の有無を判断することはできません。
- ④ 陽性の場合、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話で相談したうえで受診してください。受診する医療機関がわからない場合は、受診・相談センター（保健所）へ相談してください。

- ⑤ 陰性であっても、偽陰性の可能性を考慮し、検査当日は通勤・通学は控え、自宅での待機をお願いします。症状が続いたり強くなってきた場合は、速やかに医療機関を受診してください。なお、抗原簡易キットがもう一つある場合は、翌日に再度検査手順を確認して検査を実施してください。
- ⑥ 検査結果が得られなかった場合（判定不能等）、抗原簡易キットがもう一つある場合は再度検査をお願いします。再度の検査でも判定不能になった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ⑦ 簡易検査キットの使用はあくまで自主的判断であり、検査や結果によって生じた損害については自己責任で対処してください。
- ⑧ 法律に違反するおそれがありますので、抗原簡易キットを希望者本人以外の者に譲り渡したり（無償も含む）使用させたりしないでください。

【使用実績の報告】

抗原簡易キットを使用した場合は、翌日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに健康推進課健康づくり支援係まで電話で報告をお願いします。（報告内容：氏名、生年月日、使用日、結果）

【問い合わせ先・使用報告先】

箕輪町役場 健康推進課 健康づくり支援係 （午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで）
電話：0265-79-3118
FAX：0265-79-0230
電子メール:kenko@town.minowa.lg.jp